

# 純アルコール量を表示する対象容器に関する自主基準

令和8年7月1日 制定  
日本酒造組合中央会

## 1 基本的な考え方

- (1) 「アルコール健康障害対策推進基本計画」(第2期)(令和3年3月)において、不適切な飲酒の誘引の防止のために「酒類業界は、いわゆるストロング系アルコール飲料の普及が進んでいること(中略)も踏まえつつ、酒類の容器にアルコール量を表示することについて速やかに検討を行う」こととされた。
- (2) 酒類業中央団体連絡協議会では、この基本計画を踏まえて検討を行い、令和8年7月1日付けで、「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」(飲酒に関する連絡協議会)を改正した。  
この改正により、純アルコール量を表示する対象容器は、「原則として、消費者に販売される形態となっている酒類容器とし、具体的な対象容器については、必要に応じて協議会を構成する各団体において定める」こととされた。
- (3) 清酒、単式蒸留焼酎又はみりん二種の製造業者を構成員とする当会では、協議会を構成する団体として、いわゆるストロング系アルコール飲料(通常はアルコール分5度程度で販売されている商品と酷似する容器に詰められたアルコール分7~8度等の高アルコール飲料)が過度の飲酒につながりやすいとの問題意識から指摘された経緯などを踏まえ、いわゆる「飲み切りタイプ」として、具体的な対象容器を以下のとおり定めることとした。

## 2 純アルコール量を表示する酒類容器

清酒又は単式蒸留焼酎の容器のうち、製品に含まれる純アルコール量を表示する対象は、下記のいずれかに該当するものとする。

- ① 発泡性を有する酒類を詰めたもの
- ② 広口カップタイプのもの
- ③ 上記以外のもので180ミリリットル以下のもの

(参考) 酒類に含まれる純アルコール量は、「 $\text{容量} \times \text{アルコール分} \times 0.8$ 」とされている。

標準的な清酒・本格焼酎に含まれる純アルコール量は以下のとおりです。

酒類	アルコール分	容量	純アルコール量
日本酒	15度	100ml	12g
日本酒	15度	180ml	22g
本格焼酎	35度	100ml	28g
本格焼酎	25度	100ml	20g
本格焼酎	20度	100ml	16g